

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第5期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ （旧会社名 株式会社マネーパートナーズ）
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD. （旧英訳名 MONEY PARTNERS CO., LTD） （注）平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会の決議により、平成20 年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	（03）4540-3900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	（03）4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 連結累計期間	第5期 第3四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	7,604	3,586	1,677
経常利益(百万円)	3,106	1,659	922
四半期(当期)純利益(百万円)	1,975	1,024	585
純資産額(百万円)	-	8,594	7,226
総資産額(百万円)	-	43,161	34,181
1株当たり純資産額(円)	-	27,391.75	22,741.34
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6,211.73	3,226.71	1,843.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	5,929.76	3,101.41	1,755.27
自己資本比率(%)	-	19.9	21.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,866	-	870
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,278	-	221
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	666	-	654
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	9,029	3,107
従業員数(人)	-	83	74

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	83
---------	----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	11
---------	----

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2．従業員数が当第3四半期会計期間において62名減少したのは、平成20年10月1日付をもって、当社の営む全事業を吸収分割により子会社に承継したことに伴い、当該事業に従事する従業員との雇用契約が子会社に承継されたこと等によるものであります。

第2【事業の状況】

1【業務の状況】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、また、前連結会計年度は決算期変更により3ヶ月決算となっているため、前年同期との比較分析は行っておりません。(以下「3 財政状態及び経営成績の分析」においても同じ。)

(1) 受入手数料の内訳

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
委託手数料	0	-
外国為替取引手数料	1	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
外国為替取引損益	3,570	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 金融収益の内訳

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
受取利息	12	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他の営業収益の内訳

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
システム運用関係収益	2	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 外国為替取引売買の状況

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額	前年同期比(%)
米ドル/円 (百万ドル)	103,576	-
ユーロ/円 (百万ユーロ)	29,323	-
英ポンド/円 (百万ポンド)	11,792	-
豪ドル/円 (百万豪ドル)	33,288	-
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	5,121	-
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	354	-
カナダドル/円 (百万カナダドル)	477	-
南アフリカランド/円 (百万ランド)	2,606	-
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	461	-
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	6,831	-

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

(6) 自己資本規制比率

		当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) (百万円)
基本的項目計		7,109
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	-
	金融商品取引責任準備金等	0
	一般貸倒引当金	7
	長期劣後債務	-
	短期劣後債務	-
計		7
控除資産		2,408
固定化されていない自己資本 + - (A)		4,708
リスク相当額	市場リスク相当額	18
	取引先リスク相当額	145
	基礎的リスク相当額	1,049
	計 (B)	1,214
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100		387.7%

(注) 第一種金融商品取引業を営む子会社である株式会社マネーパートナーズの自己資本規制比率を記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、企業部門においては、原油をはじめとする素材価格の乱高下、円高や米国、アジア向け輸出の減少等により企業収益が大幅に減少しております。また、家計部門においては、雇用情勢が急速に悪化しつつあるなか雇用者所得は横這い圏内で推移し、個人消費は弱い動きがみられます。先行きについても、世界経済が一段と減速するなか、当面、景気の悪化が続くとみられています。加えて、世界的な金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式、外国為替相場的大幅な変動などから、景気をさらに下押しするリスクが存在する状態にあります。

外国為替市場においては、期首の米ドル/円相場は1ドル=106円台で取引が始まりましたが、米国、欧州における金融危機の深刻化を背景とした世界的な景気後退への警戒感等の高まりから、国際金融市場の緊張も一層高まり1ドル=93円台まで円高方向で推移した後、一転1ドル=99円台まで円安方向に振れるなど非常に変動率が高い状況となり、その後も87円台まで円高ドル安傾向で推移し、1ドル=90円台で期末を迎えております。

このような中、当社グループは、平成20年6月より楽天証券株式会社に対して開始した外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供の安定稼働に引き続き努めてまいりました。本件ホワイトラベル提供は、外国為替証拠金取引システムの利用に係る契約を当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズ及び株式会社マネーパートナーズソリューションズ並びに楽天証券株式会社の三者間で締結するとともに、株式会社マネーパートナーズと楽天証券株式会社の間でカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しております。これらの契約に基づく会計処理は、株式会社マネーパートナーズをカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を同社の営業収益として全額計上した上で、同社から楽天証券株式会社に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料を販売費・一般管理費に計上する方法によっております。

また、外国為替証拠金取引自体の商品性強化施策として、10月6日より100通貨単位を最小取引単位とする新サービス「パートナーズFXnano」及びパートナーズFXnano専用取引アプリケーションシステム「XFX」の提供を開始いたしました。更に、顧客基盤拡大のため、新規口座獲得のためのキャンペーンをはじめとする広告宣伝活動に注力する一方、効果的な広告宣伝活動及びブランディング価値の向上を図るため、ヤフー株式会社が運営する「Yahoo! JAPAN」内の「Yahoo! 外為」において、外国為替証拠金取引口座の開設申込を直接行うことができる紹介サービスを委託するとともに、「Yahoo! 外為」に掲載する外国為替関連情報の提供を行う業務委託契約を締結いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の外国為替取引高は1,938億通貨単位となり、当第3四半期連結会計期間末の顧客口座数は79,569口座、外国為替取引預り証拠金は31,478百万円となるなど顧客基盤は大きく拡大いたしました。

一方、当第3四半期連結会計期間において、外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供による取引が堅調に推移したことに伴い変動費が大幅に増加したことや、前四半期連結会計期間に引き続き新規口座獲得のためのキャンペーンをはじめとする広告宣伝活動に注力した結果、販売費・一般管理費は1,924百万円と第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に比べ大きく増加いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の営業収益は3,586百万円、営業利益は1,661百万円、経常利益は1,659百万円、四半期純利益は1,024百万円となりました。

このほか、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、普通株式5,623株、取得価額499百万円の自己株式の取得を行いました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により3,057百万円増加、投資活動により375百万円減少、財務活動により489百万円減少いたしました。この結果、前四半期連結会計期間末に比べ2,193百万円の増加となり、当第3四半期連結会計期間末における資金の残高は9,029百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は3,057百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益の計上1,659百万円のほか、受入保証金の増加4,015百万円や約定見返勘定（負債）の減少1,434百万円をはじめとして外国為替取引関連の資産負債が差引1,655百万円の資金増加要因となったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は375百万円となりました。これは、主に外国為替取引システムの一層の安定稼働のための基幹システムの更新や新サービス提供のためにソフトウェアをはじめとする無形固定資産を取得したことに伴う支出371百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は489百万円となりました。これは、株式の発行に伴う収入12百万円があった一方、自己株式の取得に伴う支出500百万円等があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	319,020	319,020	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	-
計	319,020	319,020	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回)平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	1,440(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000(注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

() 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

() 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第2回) 平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	450(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	1,350(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

（第4回）平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）（注1）	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	3,510（注4、5）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	30,000（注4、5）
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 （注4、5）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- 4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

（第5回）平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800(注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

- 2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

（第6回）平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	109
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,270 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であるこ

とを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2)次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- 4.平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 5.平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回)平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450(注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の行使において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第8回)平成20年9月12日取締役会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,913
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,913
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,000
新株予約権の行使期間	平成22年9月30日から 平成26年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,000 資本組入額 83,000
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日(注)	480	319,020	6	1,756	6	1,833

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成20年12月10日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年12月5日現在で、47,197株保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	47,197	14.80

当第3四半期会計期間において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成21年1月8日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年12月29日現在で、32,027株保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
スパークス・アセット・マネジ メント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	32,027	10.04

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 318,540	318,540	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	318,540	-	-
総株主の議決権	-	318,540	-

（注）「完全無議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全無議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

（注）1．当第3四半期会計期間末の自己株式数は5,623株であります。
2．提出会社は、当第3四半期会計期間に5,623株の取得を行っております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	128,000	162,000	166,000	114,000	81,300	82,400	76,800	87,700	95,000
最低（円）	90,000	103,000	95,400	63,800	62,200	65,700	49,750	57,400	66,500

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役法務コンプライアンス部長	取締役法務部長	新井 美久	平成20年10月1日
取締役	取締役内部管理統括部長	平松 義史	平成20年10月1日
取締役C I O兼I T管理部長	取締役C I O	白水 克紀	平成20年10月1日
取締役C F O	取締役C F O兼経営企画部長	中西 典彦	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,029	3,107
預託金	20,235	-
顧客分別金信託	1	-
外国為替取引顧客分別金信託	20,234	-
外国為替取引顧客分別金信託	-	16,769
トレーディング商品	8,688	-
デリバティブ取引	8,688	-
外国為替取引顧客差金	-	9,101
短期差入保証金	2,001	-
外国為替取引差入証拠金	2,001	-
外国為替取引差入証拠金	-	3,000
前払金	23	-
前払費用	73	58
未収入金	375	-
未収収益	27	-
外国為替取引未収収益	23	-
その他の未収収益	4	-
外国為替取引未収金	-	98
繰延税金資産	82	18
その他の流動資産	115	33
貸倒引当金	7	-
流動資産計	40,645	32,188
固定資産		
有形固定資産	249	209
建物	70	78
器具備品	178	131
無形固定資産	1,373	897
ソフトウェア	1,354	812
ソフトウェア仮勘定	11	80
商標権	6	4
投資その他の資産	894	886
投資有価証券	195	197
長期差入保証金	530	530
長期前払費用	107	103
繰延税金資産	38	32
その他	23	22
固定資産計	2,516	1,992
資産合計	43,161	34,181

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	219	-
デリバティブ取引	219	-
外国為替取引自己取引差金	-	15
約定見返勘定	61	-
預り金	21	-
受入保証金	31,478	-
外国為替取引預り証拠金	31,478	-
外国為替取引預り証拠金	-	24,061
短期借入金	250	250
前受収益	9	-
未払金	448	639
未払費用	1,103	125
外国為替取引未払費用	933	-
その他の未払費用	170	125
外国為替取引未払金	-	1,405
未払法人税等	824	219
賞与引当金	33	-
その他の流動負債	-	122
流動負債計	34,452	26,840
固定負債		
長期預り保証金	114	114
固定負債計	114	114
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	-
特別法上の準備金計	0	-
負債合計	34,566	26,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,756	1,741
資本剰余金	1,833	1,818
利益剰余金	5,495	3,666
自己株式	499	-
株主資本合計	8,584	7,226
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	10	-
純資産合計	8,594	7,226
負債・純資産合計	43,161	34,181

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	
受入手数料	3
委託手数料	0
外国為替取引手数料	3
トレーディング損益	7,526
外国為替取引損益	7,526
金融収益	67
その他の営業収益	7
営業収益計	7,604
金融費用	2
純営業収益	7,602
販売費・一般管理費	
取引関係費	2,065
人件費	710
不動産関係費	790
事務費	534
減価償却費	234
租税公課	68
貸倒引当金繰入れ	7
その他	58
販売費・一般管理費計	4,470
営業利益	3,132
営業外収益	
受取賃貸料	85
その他	0
営業外収益計	86
営業外費用	
賃貸費用	85
株式交付費	22
その他	3
営業外費用計	112
経常利益	3,106
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0
固定資産除却損	6
特別損失計	6
税金等調整前四半期純利益	3,099
法人税、住民税及び事業税	1,194
法人税等調整額	70
法人税等合計	1,124
四半期純利益	1,975

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	
受入手数料	1
委託手数料	0
外国為替取引手数料	1
トレーディング損益	3,570
外国為替取引損益	3,570
金融収益	12
その他の営業収益	2
営業収益計	3,586
金融費用	0
純営業収益	3,585
販売費・一般管理費	
取引関係費	1,083
人件費	263
不動産関係費	261
事務費	190
減価償却費	96
租税公課	7
貸倒引当金繰入れ	0
その他	20
販売費・一般管理費計	1,924
営業利益	1,661
営業外収益	
受取賃貸料	28
その他	0
営業外収益計	28
営業外費用	
賃貸費用	28
株式交付費	1
その他	0
営業外費用計	30
経常利益	1,659
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0
特別損失計	0
税金等調整前四半期純利益	1,659
法人税、住民税及び事業税	648
法人税等調整額	13
法人税等合計	635
四半期純利益	1,024

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,099
減価償却費	234
貸倒引当金の増減額(は減少)	7
賞与引当金の増減額(は減少)	33
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	0
株式報酬費用	10
受取利息及び受取配当金	67
支払利息	2
株式交付費	22
投資事業組合運用損益(は益)	2
固定資産除却損	6
預託金の増減額(は増加)	3,466
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	413
短期差入保証金の増減額(は増加)	998
前払金の増減額(は増加)	21
前払費用の増減額(は増加)	14
未収入金の増減額(は増加)	341
未収収益の増減額(は増加)	37
その他の流動資産の増減額(は増加)	84
その他の固定資産の増減額(は増加)	5
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	203
約定見返勘定(負債)の増減額(は減少)	3
預り金の増減額(は減少)	39
受入保証金の増減額(は減少)	7,417
未払金の増減額(は減少)	313
未払費用の増減額(は減少)	362
その他	2
小計	8,405
利息及び配当金の受取額	67
利息の支払額	2
法人税等の支払額	603
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,866
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	143
無形固定資産の取得による支出	1,116
長期前払費用の取得による支出	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,278

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	27
自己株式の取得による支出	500
配当金の支払額	193
財務活動によるキャッシュ・フロー	666
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,921
現金及び現金同等物の期首残高	3,107
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,029

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、マネーパートナーズ分割準備株式会社(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズに変更しております。)を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>2社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>従来、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る評価損益を計上するにあたり、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを全て合算し損益を相殺して算出し、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しておりました。</p> <p>第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成することといたしました。</p> <p>これに伴い、取引明細毎に算定した評価損益を顧客毎に相殺した上で、評価益相当額を四半期連結貸借対照表上のトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)にそれぞれ計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、トレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)及びトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)がそれぞれ219百万円増加しております。なお、損益に与える影響はありません。</p>
3. 表示方法の変更	<p>第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成しております。この変更に伴う主な変更点は以下のとおりであります。</p> <p>四半期連結貸借対照表</p> <p>(1) 「預託金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引顧客分別金信託」を「預託金」に属する科目として区分掲記しております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
	<p>(2) 新たに「トレーディング商品」及び「トレーディング商品」に属する科目として「デリバティブ取引」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客差金」及び「外国為替取引自己取引差金」を「デリバティブ取引」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 新たに「約定見返勘定」(資産)及び「未収収益」並びに「未収収益」に属する科目として「外国為替取引未収収益」及び「その他の未収収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引未収金」のうち、カウンターパーティ等に対する未収の決済差金については「約定見返勘定」(資産)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未収スワップについては「外国為替取引未収収益」に、その他内容に応じて「未収入金」もしくは「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 従来、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示していた「未収入金」を「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「短期差入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引差入証拠金」を「短期差入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(6) 新たに「約定見返勘定」(負債)及び「未払費用」に属する科目として「外国為替取引未払費用」を区分した上で、従来の「外国為替取引未払金」のうち、カウンターパーティ等に対する未払の決済差金については「約定見返勘定」(負債)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未払スワップについては「外国為替取引未払費用」に含めて表示しております。</p> <p>(7) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「未払配当金」を「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(8) 新たに「未払費用」に属する科目として「その他の未払費用」を区分した上で、従来の「未払費用」を「その他の未払費用」に含めて表示しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(9) 「受入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引預り証拠金」を「受入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(10) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「預り金」及び「前受収益」をそれぞれ区分掲記しております。</p> <p>四半期連結損益計算書</p> <p>(1) 従来の「受取手数料」を「受入手数料」に科目名を変更した上で、「受入手数料」に属する科目として「委託手数料」及び「外国為替取引手数料」を区分掲記しております。</p> <p>(2) 新たに「トレーディング損益」並びに「トレーディング損益」に属する科目として「外国為替取引損益」及び「金融収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引損益」のうち、トレーディングに係るものを「外国為替取引損益」に、金融収益に係るものを「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 従来、営業外収益に含めて表示していた「受取利息」を「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円増加しております。</p> <p>(4) 「金融費用」を新たに区分した上で、従来、営業外費用に含めて表示していた「支払利息」を「金融費用」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が2百万円減少しております。</p> <p>(5) 営業収益より金融費用を控除した金額を「純営業収益」として表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 16百万円	建物 9百万円
器具備品 85百万円	器具備品 26百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
現金・預金勘定 9,029百万円
現金及び現金同等物 9,029百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 319,020株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,623株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 10百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	146	460	平成20年3月31日	平成20年6月18日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年10月30日開催の取締役会における自己株式(普通株式)の取得決議に基づき、自己株式5,623株を取得いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が499百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において、自己株式が499百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

外国為替証拠金取引事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引			
	売建	131,000	122,174	8,826
	買建	122,532	122,174	357
合計		-	-	8,468

(注) 時価の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。

前連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	契約額等の内1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引				
	売建	96,916	-	88,249	8,667
	買建	87,830	-	88,249	418
合計		-	-	-	9,085

(注) 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費・一般管理費の人件費 10百万円

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間

(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

(1) 結合企業

マネーパートナーズ分割準備株式会社(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズに変更しております。)

(2) 被結合企業

株式会社マネーパートナーズ(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更しております。)

(3) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等

2. 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるマネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割であります。

3. 結合後企業の名称

株式会社マネーパートナーズグループ

4. 取引の目的を含む取引の概要

(1) 取引の目的

当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。

(2) 取引の概要

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、当社の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等を、吸収分割の方法によりマネーパートナーズ分割準備株式会社に包括的に承継させることを決議した上で、同日付で「吸収分割契約書」に調印し、平成20年10月1日付をもって会社分割をいたしました。

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 27,391.75円	1株当たり純資産額 22,741.34円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6,211.73円	1株当たり四半期純利益金額 3,226.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 5,929.76円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 3,101.41円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,975	1,024
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,975	1,024
期中平均株式数(株)	317,979	317,594
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	15,120	12,831
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回新株予約権(新株予約権の数2,913個)。詳細は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第8回新株予約権(新株予約権の数2,913個)。詳細は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)					前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)			
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額</p>					<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	663	222	-	441	器具備品	664	122	541
ソフトウェア	326	183	-	142	ソフトウェア	326	133	192
合計	989	405	-	583	合計	990	256	733
<p>2. 未経過リース料残高相当額等 未経過リース料残高相当額</p> <p>1年内 200百万円</p> <p>1年超 399</p> <hr/> <p>合計 599</p> <p>リース資産減損勘定の残高 -</p>					<p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 196百万円</p> <p>1年超 550</p> <hr/> <p>合計 746</p>			
<p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 160百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 -</p> <p>減価償却費相当額 149</p> <p>支払利息相当額 14</p> <p>減損損失 -</p>					<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 72百万円</p> <p>減価償却費相当額 66</p> <p>支払利息相当額 8</p>			
<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>			
<p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>					<p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>			

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。